

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 25 日現在

機関番号：33703

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2014

課題番号：24531269

研究課題名(和文) インクルーシブ教育システムの構築を目指す教育制度の研究—聴覚障害児者を中心に

研究課題名(英文) The Study on the Development of an inclusive education system - mainly on Students with a hearing-loss

研究代表者

下野 正代 (Shimono, Masayo)

朝日大学・公立大学の部局等・教授

研究者番号：80587147

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,900,000円

研究成果の概要(和文)：障害者差別に関する法制度の整備により、インクルーシブ教育システムの構築は進んで来ているが、国内の教育機関を訪問し調査した結果、インクルーシブ教育が推進されるかどうかは指導者の認識の水準に係るところが大であることが分かった。具体的には、通常学校に在籍した聴覚障害者への調査の結果、聴覚障害への無理解と合理的配慮のない教育活動により、当事者の自己肯定感や自己効用感は極めて低くなっていた。分離教育推進により、異質な者への偏見を助長し、いじめ・不登校が増加していった。他方で、通常学校に在籍する聴覚障害の中高生の情報保障を遠隔で行った結果、障害認識・障害受容が進み、対人関係や進路の可能性が広がった。

研究成果の概要(英文)：Because of the improvement of the legal systems for the disabled, inclusive education system has developed. We visited educational institutes and schools. We found the value of inclusion depended much on the level of the recognition of the educational leaders in Japan. 1. When the students with disabilities studied at the ordinary schools but were not taught by educators who understood their challenges and were not provided reasonable consideration, their self-affirmation and self-competence became lower. 2. Segregation of students with disabilities increased the prejudice against them and increased bullying and non-attendance at school. On the other hand, students with a hearing loss when provided written data using mobile and ICT to the students with hearing aids made their recognition about their disability and their personal relationship in their school and home room better and their dreams for the future career widened.

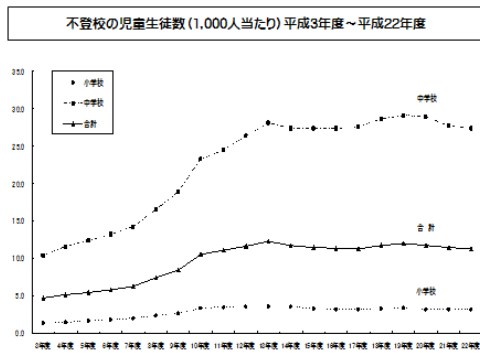
研究分野：特別支援教育

キーワード：インクルーシブ教育 聴覚障害 合理的配慮 遠隔情報保障 障害認識 障害受容 自己肯定感 自己効用感

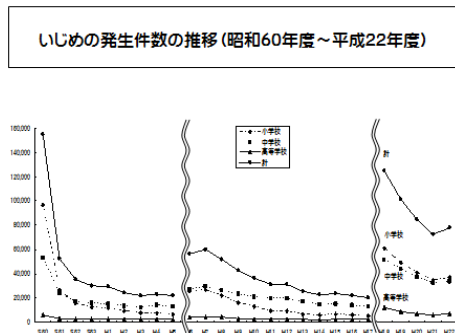
1. 研究開始当初の背景

(1) 学校現場における課題

いじめ・不登校の増加
 < 不登校の児童生徒数 >
 (1991～2009年度)



< いじめの発生件数 > (1985～2010年度)



1979年度から現在に至るまでの、研究代表者の高校及び特別支援学校における教育相談活動及び臨床心理士としての活動から、不登校にいじめが大きく関わっていることが分かった。

「心の健康教育」の必要性

いじめ、不登校、校内暴力等の学校の諸問題の解決に加え、2011年3月の東北大震災後、子どもたちの「心の健康教育」が求められるようになった。不登校・暴力・いじめを未然に防ぎ、また災害や事故・事件に巻き込まれたとしても、人生を前向きに生きる力を育む教育活動が「心の健康教育」(富永2011)である。

子どもたちの個別のニーズに応じて、個々の子どもたちを認め、そして育てていくことが必要であり、この個別のニーズに応じた教育こそが、特別支援教育の理念である。

キャリア教育の必要性

分離教育によって、障害者は自己肯定感・自己有能感を低下しがちである。障害者が地域で共に育ち、地域で共に学ぶことにより、キャリア教育の目的である自己肯定感・自己有能感ならびに他者理解・他者肯定感を育むことができると考える。

(2) 障害児教育の動向(聴覚障害を中心に)

教育を受けられなかった時代

1878 京都盲啞院の設立

1886～就学猶予、就学免除規程

養護学校義務制時代

1979 養護学校義務制の実施「すべての子どもに学校教育を」

特殊教育から特別支援教育の時代

2007 特別支援教育の開始

2007年度に始まった特別支援教育について、嶺井(1998)は、特別支援教育は、ノーマライゼーションの理念を導入するはずであったし、サラマンカ宣言の「インクルーシブな方向性を持つ通常学校こそが、差別的な態度とたたかい、障害者を喜んで受け入れられる地域を創り、インクルーシブ社会を建設し、万人のための教育を達成するための最も効果的な手段である」とあるように、教育のノーマライゼーションなくして社会のノーマライゼーションはなしえないはずであったが、真の統合教育へとは向かっていないと述べている。

(3) 障害者に関する法律等の動向

1946 日本国憲法公布

1981 国際障害者年

1994 特別教育ニーズに関する世界会議で「サラマンカ宣言」採択

2002 新・障害者基本計画

2004 障害者基本法改正、発達障害者支援法

2005 障害者自立支援法

2006 「障害者権利条約」国連採択

(4) 研究代表者の体験

小学校時代：知的障害の同級生との学習

中学校時代：盲学校との交流

高校時代：病弱の同級生の転校

大学時代：同級生の障害者への差別発言

定時制教員：障害者の生徒との出会い

普通高校教員：聴覚障害の生徒との出会い

管理職：養護学校、特別支援学校での分離教育の弊害を知る

以上の研究代表者の体験から、インクルーシブ教育が児童生徒・教師に与える影響、分離教育の弊害と合理的配慮の必要性を感じてきた。インクルーシブ教育こそが、障害者、健常者両者の人生にとって、意味があり、養護学校義務制と前後して増加してきた、いじめ・不登校の原因に分離教育があると考えた。

2. 研究の目的

(1) 聴覚障害者のインクルーシブ教育システム構築上の問題点の特定

聴覚障害者への教育については、歴史的な変遷があったが、今後の聴覚障害者にとって望ましいインクルーシブ教育システムを構築する上での問題点を特定する。

また、聴覚障害者とのインクルーシブ教育が聴者に与える影響を調査し、両者にとってのインクルーシブ教育の意義を探る。

更に、学校現場において、聴覚障害者の就学の選択が可能となる望ましい教育制度の在り方についても検討する。

(2) 聴覚障害者のインクルーシブ教育システムに関する改善策の提言

聴覚障害者は、幼少時より地域から離れて専門的な教育を受けなければならず、家族の負担が極めて高い。このような状況を改善するには、地域の学校の意識変革を図り、インクルーシブ教育を進めていく必要がある。

3. 研究の方法

(1) 文献研究および訪問調査

特別支援教育、インクルーシブ教育、および聴覚障害教育に関する文献研究を行い、国内外における現状と問題点を指摘する。

(2) インタビュー調査

特別支援教育総合研究所 1、大学 1、公立特別支援学校 13 校、公立小学校 2 校、中学校 1 校（ことばの教室、難聴学級、特別支援学級を含む）への訪問

当事者・保護者 12 人へのインタビュー

により、現状を詳細に把握し、具体的な問題点を抽出する。

(3) 聴覚障害者への合理的配慮に関する実践的研究

聴覚障害者への情報保障に関する研究会や研修会にへ参加し、最新の情報保障について学び、それを実践することで、問題点や課題、及び当事者に与える効果について検証する。

4. 研究成果

(1) 制度の日米比較

アメリカにおける障害者差別

アメリカでは、場所的な差別と制度的な差別があり、アフリカ系アメリカ人、女性、同性愛者、アメリカ先住民、障害者に対する差別が続いている。

アメリカの障害者教育は、1975 年の段階で 100 万人の障害者が全く教育を受けられないか、分離教育を強いられていた。その後、「全障害児教育法」により、全児童生徒の 10% にあたる障害児の教育に対して約 9 兆 400 億円が予算化された、手話通訳者には、年間 5 万 5 千ドルが支払われた。特別支援教育の対象者の聴覚障害者は、60 万人であった。

IDEA (the Individuals with Disabilities Education Act) は、個別の教育的ニーズに応じて適切かつ最も制約の少ない環境において、可能な限り障害者と健常者が共に学ぶことを求め、障害者を通常学級から転籍できるのは、支援があっても満足な教育が受けられない場合に限定している。就学に関して保護者と学校との意見が一致しないときは調停となり、最終的には連邦最高裁にまで至る。

聴覚障害者への統合教育・包括教育の問題点は、言語面での孤立、同級生や教員とのコミュニケーションの困難さ、大人が介在する情報保障の問題である。そのことが社会的孤

立を引き起こし、同級生との相互活動の中での成長が阻まれ、心理的問題が生ずる。従って、インクルーシブ教育が必ずしも聴覚障害者にとって有効とは言えず、弊害でもある。(Siegel 2012)

アメリカの聴覚障害学生支援

ADA (The Americans with Disabilities Act) 504 条により、聴覚障害学生の真の平等の保障が求められている。ロチェスター工科大学では、アクセスサービス部門の手話通訳者が 120 人、文字通訳者が 55 人、スタッフ全員では 200 人近くが雇用され、週当たり担当授業 24 時間の情報保障を担当、情報保障の準備の 16 時間が保障された勤務状況である。なお、合理的配慮が十分でない場合は、学生は不服を申し立てることができる。

白澤(2014) は、日本における聴覚障害学生支援が、「真の平等を追求してきたのか」「本気で支援に向かい合ってきたのか」「今までやってきたことは、そこそこの平等だったのでは」と、ロチェスター工科大学への留学後、日本の障害学生支援について述べている。

また、「従来のように、学生による支援にとどまるのではなく、専門的通訳者を大学に導入すべきであり、覚悟をもって障害学生支援にあたるべきである」と結論づけている

(2) 教育政策の分析

特別支援教育開始から 7 年、学校現場では新たに特別支援教育の対象となった発達障害への関心が高く、聴覚障害やインクルーシブ教育についての関心は低い。

1994 年の「サラマンカ宣言」前の世界を対象にした障害者教育に関するアンケート調査の結果、日本は障害者と健常者を分離し、更に障害者を障害種別に分けて教育を行っていたことへの批判を受け、統合教育へと急速に舵を切らざるをえなくなった。

しかし、現実には、知的障害、肢体不自由、病弱の「知肢病」と呼ばれる障害種別内での統合教育にとどまっている。障害者と健常者の統合教育とは程遠いのが現状である。

(3) 教育現場の調査結果

聴覚障害者の就学について

聴覚障害特別支援学校（聾学校）の学校数並びに就学者は減少し、通常学校への就学が増加している。

これは、医療の進歩により、新生児期のスクリーニングテストにより、早期に聴覚障害が判明し、乳幼児段階での人工内耳装用が増加してきたことに起因する。

また、就学適性の判定に、当事者及び保護者の希望が認められるようになったことも普通学校への就学増加に繋がっている。

聴覚障害者の教育に関する見解

「障害者制度改革推進会議」では、以下のような指摘がなされた。

7.適性就学については、インクルーシブ教育の理念をふまえ、通常の学校か特別支援学校かを、教育を受ける当事者と保護者が自由に選べるようにすべきである。

イ.学籍の一元化を支持はするが、聴覚障害特別支援学校に学籍を置くことの妨げになってはならない。

ウ.手話言語の学習権を保障すべきである。

エ.情報保障等は、通常の学級・学校に学籍した場合、授業での情報保障や全教育活動における支援、手話やノートテイクなどについて、指導に適格性を有する教員の確保が課題であり、教員の負担増加への懸念がある。

オ.聴者の保護者のみならず、現場教員のなかにも、聴覚障害の児童生徒に、他の児童生徒より手厚い支援を行うことへの抵抗感を有する者が存在することも否定できない。

(4)法制度の分析

「障害者権利条約」の批准

2006年8月に、その24条でインクルーシブ教育を原則として規定した「障害者権利条約」に対し、日本は賛意を示した。同年12月13日、国連総会において同条約が採択され、2008年5月3日に発効、日本は2007年9月28日に外務大臣が署名した。

障害者に関する国内法である「障害者基本法」「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」「障害者雇用促進法」の整備を待って、2014年1月20日に批准書を寄託、2月19日に効力が生じた。

学校教育法施行令の一部改正

平成25年8月26日付けで「学校教育法施行令の一部を改正する政令」が政令244号として公布された。この政令の改正は、平成24年7月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」において、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である」との提言を踏まえ、改正が行われた。

研究開始時に問題であった国際法と国内法の矛盾点は、研究期間に整備され、インクルーシブ教育が法的に保障された。

なお、「障害者権利条約」の草案に日本の聴覚障害団体の代表が関与したことで、聴覚障害者のインクルーシブ教育については、手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にすること、そして聾者の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われる措置をとるとの結論に至っている。(高田、長瀬 2012)

障害者差別解消法が2016年4月から施行され、国公立の教育機関では、障害者に対する「合理的配慮」が求められることとなった。

合理的配慮とは、文部科学省(2012)の定義によれば、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要なとされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものと定義している

(5)教育現場の調査結果

各教育機関へのインタビュー調査により、特別支援教育及びインクルーシブ教育の推進、とりわけ教育における合理的配慮の実現は、校長自身の特別支援教育の認識の程度とリーダーシップに係っていることが分かった。学校間のインクルーシブ教育システム構築に関しての認識の差は、校長の特別支援教育の経験や研修の有無によるものであった。

インクルーシブ教育への橋渡しとなる「交流及び共同学習」は、やっと交流の段階が広まったところであり、特別支援教育への理解不足が、インクルーシブ教育を阻んでいた。

Kenneth Clark(1947)は、「人形実験」によって、差別は「両親や教師、遊び友だちやメディアからの差別と社会的影響が、人種差別的な態度を内面化するほうへと子どもたちを導いていく」とした。

また、竹川(2008)は、いじめ発生の要素として、「管理統制の強すぎる学校」「なれあい関係を許容する学級担任や教科担任の指導力の欠如」「歯止め作用の欠如から過剰に生徒たちが同調行動をとってしまっている」をあげている。

以上の観点からも異質な者へのいじめを許容している教育現場にこそインクルーシブ教育が必要であることが理解できる。

研究代表者が特別支援学校に勤務し、校外学習で出かけたときに、児童生徒に発せられた差別表現は、障害者の就学免除時代に学校教育を受け、人権教育がなされていなかった世代によるものであった。

以上のことより、インクルーシブ教育システムを構築することは、障害者・健常者両者の人生にとって欠くことのできない教育システムであると考えられる。

(6)当事者へのインタビュー調査

聾学校で学んだAさん

手話の使用が認められていない時代の聾学校での教育は、非常に厳しいものであった。教員の口を読めなかったり読みまちがえることで、体罰をふるわれることもあった。

通常学校で学んだBさん

机間巡視時の教員や発言する同級生の口が見えず、授業を理解するのが困難であった。

通常学校で学んだCさん

小学校時代は、聴覚障害に対する差別語を言われ、いじめにあった。高校では、聞こえない自分が悪いのだと自分を責め続けた。

通常小学校、聾学校(中学部)、高等学校で学んだDさん

小学校でいじめに遭い、中学校は聾学校に入学、同級生との手話による会話が楽しかった。高校は大学進学を目指し、普通高校へ進学したが、同級生は障害に対して配慮のできる発達段階であり、楽しくすごすことができた。

通常学校と聾学校で学んだEさん

小中学校では、教員の支援が手厚く、学校ぐるみで手話を覚えてくれた。高校では、人間関係がうまくいかず、聾学校に転校。専門学校に進学するが、情報保障はなく退学。その後、大学へ入学し、情報保障を受けた。

以上のインタビュー調査により、通常学校では、管理職や教員の聴覚障害への認識により支援の差があり、Siegel(2012)の報告にあるように、思春期におけるチャム「同性同年配の親友」(Sullivan 中井訳 1976)をコミュニケーションの特性から得られにくいことが、アメリカ同様、日本でも問題であった。

保護者や教員による一方的な「頑張り」の聴覚障害を理解しない励ましに、聞こえない自分が悪いのだと自分自身を責めてきているなど、自己否定感が強くならざるを得ない状況である。

(7)合理的配慮の検証

研究3年目(2014)には、国内法が整備され、「障害者権利条約」も批准されたことで、聴覚障害者のインクルーシブ教育システム構築のため、合理的配慮の実践及び情報保障のできる教員養成の観点から研究を進め、パソコンによる遠隔情報保障の検証を行った。

研究対象

A：聴覚障害の中学生

B：聴覚障害の高校生

研究方法

A・Bの在籍校と大学研究室間のパソコンによる遠隔情報保障を行い、A・Bの障害認識、障害受容、自己肯定感、自己効用感ならびに同級生たちの障害者受容の過程を調査

情報保障の対象

A：月3回ほどの学校行事や学年行事

B：週5時間の英語の授業

日本語と英語が使用される英語の授業は、口話での理解は困難であることによる。

研究期間

A：2014年4月～2015年3月

B：2014年5月～2014年12月

研究に使用した機器

スマートフォン3台。Bluetoothスマイク2個。アンプ1台。スピーカー1台。ハブ1台、パソコン3台。

学内LANのグローバルIPアドレスを取得して、遠隔操作を行った。

情報保障の手順

生徒側：研究室のスマホに電話、インターネットへの接続、生徒から教科担任等にBluetoothスマイクの装着を依頼。

研究室側：ITBC2、IpTalkのセットアップ、電話受信、アンプに接続、連携入力。

検証回数

A：学校行事・学年行事35回。

B：英語の授業81回、学校行事1回。

学校との連携

A：2014年4月初に、学校側に研究の主旨と方法を説明し、理解と了承を得た。以後は、Aの学級担任が中心となり、事前の行事予定と資料の送信、情報保障当日の校内でのセッティングの支援

B：2014年4月初に学校側に研究の意義と方法を説明。時間割等の連絡及び教材等は、教科担当者および特別支援コーディネーターが支援。

システム上の問題

設定に関しては、大きな問題は生じなかったものの、携帯電話やBluetoothスマイクの充電不足、研究室側の初歩的な設定ミスなどの不具合があったが、いずれも双方の協力により時間内に解決できた。

その他、時間割の変更等の連絡を密に行っていたが、時に不十分な点があった。ただし、情報保障に著しい影響を及ぼすことはなかった。

対象生徒の変容

Aは情報保障を受けることで、「従来の聞こえは3割程度であったが、情報保障後は8～9割の聞こえとなった」と述べ、A自身の聞こえの思い違いにも気づくことができた。

また、学年や全校生徒に対して、自らの障害について話す機会を持ち、具体的な支援を求めることができた。その結果、Aの障害を理解していなかったことに起因する誤解について、A自身の言葉で説明し理解を得ることができた。

更に、A自身の自己開示により、Aの生き方に同級生が感銘を受け、同級生たち自身の生き方を振り返る機会ともなった。

こういった経験の中で、Aの将来の進路希望にも幅がみられるようになった。情報保障を受けることで、自己肯定感、自己効用感が育まれ、Aの変容が見られた。

また、Aが情報保障の度に、情報保障の評価をメールで送信してくれたことで、情報保障の方法を改善することができ、双方向で進歩することができた。

Bは「情報保障を受ける以前の聞こえは3割程度であったが、保障後は8割に改善し、英語も含めると9割近くになった」「ノートを書いている間、教科担任の口が読めず、特に英語でのグループワークの指示を見落とすことがあったが、文字情報があることで、ペアの生徒とのグループワークがスムーズに進むようになった」と述べた。

「スマホの画面は狭く、ノートに書いてい

る間に画面から文字情報が消えてしまうことが改善点である」とBは指摘した。

大学の入試が近づく頃から、Bの通話開始時の「お願いします」の声が明るくなり、授業開始までの時間帯に友だちと仲良く話す声がBluetoothマイクを通して聞こえるようになった。授業終了時、当初は無言で電話を切っていたが、「ありがとうございました」と明るい声で言うようになった。

当事者の変容

情報保障をきっかけとして、A・Bの障害認識、障害受容が進んだ。また、保護者もA・Bの聞こえの状態を改めて知ることができ、学校側に支援を求めることができるようになった。結果として、A・Bの自己肯定感、自己有能感が高まった。

教職員の变化

A・Bの入学時から教育支援に理解のあった学校であったが、実際に情報保障を支援し、当事者の変容と、共に学ぶ生徒たちの心の成長を観察することで、障害理解が深まり、合理的配慮の必要性に対しても認識が高まった。

今後の課題

パソコン等の機器類の校内での確保は可能であるが、人件費の予算化、文字通訳者のレベルアップ、インクルーシブ教育や合理的配慮への教職員の研修が必要となる。

今後は、教科指導のための文字認識プログラムの開発の研究に挑戦していきたい。

このような課題が解決することで、聴覚障害者へのインクルーシブ教育システムが構築が進み、聴覚障害者にも健常者にも居場所のある学校作りがなされ、いじめや不登校を減少させることができるとの結論に至った。

<参考・引用文献>

嶺井正也、シャロン・ラストマイアー 著『インクルーシブ教育に向かって「サラマンカ宣言」から「障害者権利条約」へ』、八月書館、2008

竹川郁雄 著「第7章 集団社会学の視点からいじめを考える」『いじめの連鎖を断つーあなたでもできる「いじめ防止プログラム」』富山房インターナショナル、2008 等

5. 主な発表論文等

〔図書〕

下野正代著「第部 これからの教育と学校教育相談 開発的役割が高まる学校教育相談」『学校教育相談の理論・実践事例集 いじめの解明』第一法規、2014

〔その他〕

研究発表会

「共に生きる社会を目指して」

日時：2012年12月3日

内容：「アメリカのインクルーシブ教育」「当事者が語るインクルーシブ教育」「保護者が

語るインクルーシブ教育」

研究成果発表会

日時：2015年3月21日

記念講演「インクルーシブ教育で求められる合理的配慮」文部科学省初等中等教育局特別支援教育調査官 丹羽 登氏、特別講演「ろう者学からみる合理的配慮の意義」筑波技術大学 大杉 豊氏
展示「合理的配慮の実際」筑波技術大学 小林正幸 氏
発表「情報保障の実際」研究協力者等
シンポジウム「インクルーシブ教育がもたらすもの」当事者3名、教員等1名

招待講演（下野正代）

岐阜県立岐阜聾学校 他 6校
特別支援教育研修会等 4研修会

6. 研究組織

(1)研究代表者

下野 正代(SHIMONO Masayo)
朝日大学・教職課程センター・教授
研究者番号： 80587147

(2)研究分担者

初山 錫吾(MOMIYAMA Sougo)
朝日大学・法学部・教授
研究者番号： 20110281

(3)研究分担者

杉島 正秋(SUGISHIMA Masaaki)
朝日大学・法学部・教授
研究者番号： 90196725
(2014年8月31日まで)

(4)連携研究者

板谷 雄二
朝日大学・経営学部・経営情報学科
研究者番号： 40176277

(5)連携研究者

Lawrence SIEGEL
弁護士・全米聾者教育プロジェクト創設者

(6)連携協力者

高橋 泉 (TAKAHASHI Izumi)
国立岐阜工業高等専門学校非常勤講師(英語)

(7)連携協力者

岡本 彩 (OKAMOTO Aya)
塾講師

(8)連携協力者

青木 慎 (AOKI Makoto)
朝日大学・経営学部・大学院1年